

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第203号）第42条の規定に基づき、狛江市防災会議が策定する計画であって、市、防災機関及びその他の関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

そして、震災に強いまちづくりを、市民、地域社会、行政が連携・協働して行うことを目指す。

### 第2節 計画の前提

この計画は、第1部第4章に掲げる「狛江市における被害想定」を前提とするとともに、「阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）」やその後の震災から得た教訓、そして「新潟県中越地震（平成16年10月発生）」への支援・救援活動を踏まえて作成する。

また、狛江市地域防災計画の平成19年修正以降に公表された国や東京都等の調査・研究、そして市民、市議会等の各提言を、市民・地域社会・行政の連携・協働、減災目標の達成など震災に強いまちづくりの計画全般に可能な限り反映する。

### 第3節 計画の修正

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議においてこれを修正する。したがって、各防災機関は自己の主管する計画に検討を加える必要があり、これを修正する必要があるときは、計画修正案を防災会議に提出してこれを修正しなければならない。

また、この計画における主要な施策については、必要な追跡調査・検証を行い、次回の修正に反映する。

### 第4節 他の法令に基づく他の計画との関係

この計画は、狛江市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、指定行政機関が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

### 第5節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理や震災対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、震災への対応能力の向上を図るものとする。